

病院の療養病棟（医療法第7条第2項第4号）に
規定する療養病床に係る病棟として
厚生労働省・関東信越厚生局東京事務所に
届け出た内容

療養病棟の入院基本料に関する届け出内容

【2025年8月1日 現在】

当院の療養病棟では、1日17人以上の看護職員
（看護師または准看護師）が勤務しております。
なお、時間帯の配置は以下の通りです。

朝 9時00分 ～ 夕方 17時00分まで	看護職員1人あたりの 受け持ちの人数は 20人以内です
夕方 17時00分 ～ 深夜 1時00分まで	各病棟に、 看護職員 1人 看護補助者 1人 以上が勤務しております
深夜 1時00分 ～ 朝 9時00分まで	各病棟に、 看護職員 1人 看護補助者 1人 以上が勤務しております